

# 第3次佐倉教育ビジョン 中期推進計画

～わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”～

令和6年度～令和9年度



令和7年3月改訂

佐倉市教育委員会

## 目次

### 計画にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	策定にあたっての基本的な考え方	1

### 施策・事業の展開

1	教育ビジョンに基づく施策の体系	3
2	第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画事業一覧	4
3	施策別事業内容	
	〔基本方針1〕子どもの「輝く」力の向上をめざす【学校教育】	
	施策の方向性（1）学力向上・学習内容の充実に取り組みます	9
	施策の方向性（2）豊かな人間性を育む教育に取り組みます	14
	〔基本方針2〕子どもが「輝く」ための教育環境の整備・充実をめざす【教育環境】	
	施策の方向性（3）良好な学習環境を整備します	21
	施策の方向性（4）地域に開かれた学校運営を行います	26
	施策の方向性（5）安心して学校に通える環境を提供します	30
	〔基本方針3〕市民や地域の「輝く」力の向上をめざす【生涯学習】	
	施策の方向性（6）市民の生涯学習を推進します	33
	施策の方向性（7）生涯学習の環境を整備します	38
	〔基本方針4〕佐倉の「輝く」力の向上をめざす【文化・芸術】	
	施策の方向性（8）歴史・文化資産を保全・活用します	40
	施策の方向性（9）芸術文化の普及を推進します	44

### 資料編

1	将来人口、児童・生徒数等の推計	48
2	教育委員会組織及び主な事務分掌	49
3-1	推進計画策定経過	50
3-2	推進計画改訂概要【令和7年3月改訂】	51

---

## 1 計画策定の趣旨

---

佐倉市では、中長期的な視点に立って佐倉の教育の指針となる基本理念や施策の方向性を示し、各教育施策を総合的かつ効果的に推進するため、佐倉教育ビジョンを策定しています。佐倉教育ビジョンは、これまで第1次佐倉教育ビジョン（平成15年度～平成22年度）、第2次佐倉教育ビジョン（平成23年度～平成32年度）と策定され、令和2年度からは、『わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”』をテーマとした、第3次佐倉教育ビジョン（令和2年度～令和13年度）がスタートしています。

佐倉教育ビジョン推進計画は、教育ビジョンで掲げる基本理念や基本施策等を推進・実現するため、教育ビジョンの施策体系に基づき、個別・具体的な教育施策を設定するものです。また、重点的に進める事業については、事業計画を具体的に示し、より効果的な事業の実施を図っています。

本計画は、第3次佐倉教育ビジョンの計画期間のうち、令和6年度から9年度までの中期に推進していく個別・具体的な教育施策を策定します。

本計画を通じて、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、学校や家庭、地域社会と連携し、時代の要請に応じた、より質の高い「佐倉ならではの教育」を目指します。

---

## 2 計画の期間

---

経済社会情勢の変化や新たな教育課題に対応できるよう、また、第5次佐倉市総合計画前期基本計画との整合性を図り、令和6年度から9年度までの4年間で中期計画期間とし、必要に応じて見直しを行っていきます。

---

## 3 策定にあたっての基本的な考え方

---

本計画の策定にあたっては、次の点に留意しました。

- ・文部科学省が策定した『教育振興基本計画』等を参酌し、時代の趨勢をとらえた実効性のある施策を設定しました。

- ・佐倉市第5次総合計画前期基本計画とこれに基づく実施計画、市政マニフェスト等との整合性を図るとともに、毎年の「教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書」の結果などを参照し、既存の事業を検証しました。
- ・推進計画の最終年度である4年後<sup>※</sup>の目標を設定し、第3次佐倉教育ビジョンの目指す方向性の実現に向けた、個々の事業の目標を明示しました。（※以下、計画本文中の「4年後」とは、計画期間の最終年度である「令和9年度」を指します。）
- ・事業を通常事業と重点事業に区分し、重点事業においては、「佐倉ならではの」教育施策を中心に選定しました。
- ・重点事業及び新規事業については、事業内容や4年後の目標と併せて、年度ごとの事業展開や取組指標を明示しました。（実際の事業展開については、社会情勢等の影響により変更が生じる場合があります。）目標値については、できるかぎり数値化を図ることで事業の進捗管理を行います。
- ・推進計画中の重点事業については、「佐倉教育ビジョン推進調整会議」の対象事業とし、進捗管理とあわせて達成度を自己評価することとします。また、「教育委員会の事務執行にかかる点検評価」の主たる対象事業として、執行状況及び達成度について第三者から意見等を提出いただきます。
- ・文化、文化財、芸術に関する事業と地域活性化等の施策の連携強化を図るため、文化課並びに美術館及び市民音楽ホールの事務が令和6年度から市長部局に移管されることとなりましたが、第3次佐倉教育ビジョン（令和2年度～令和13年度）に掲げる基本理念や基本施策等を推進・実現するために、これらの所属の事業は引き続き中期推進計画に掲載し、事業の進捗度合いの把握に努めます。

# 施策・事業の展開

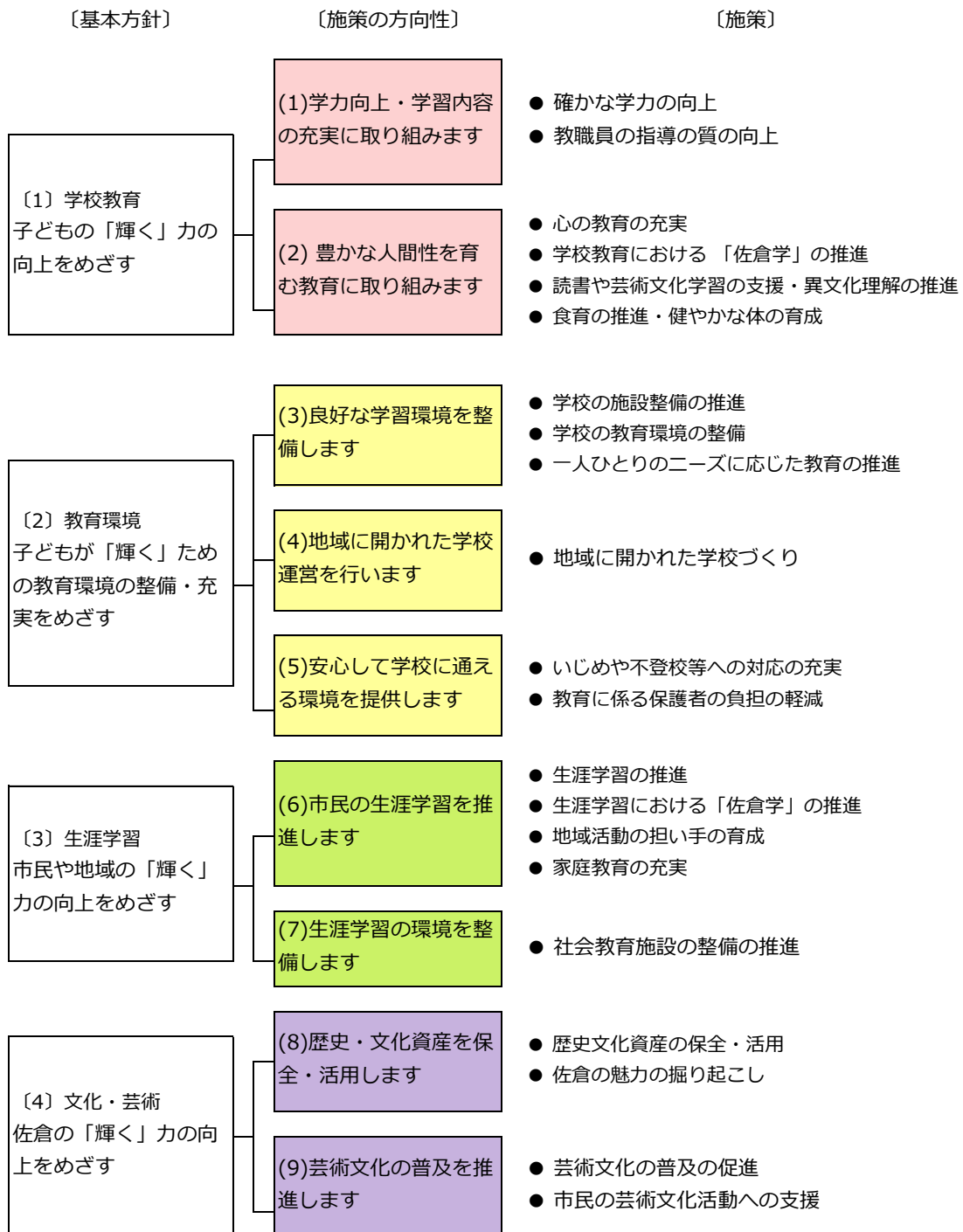
## 1 第3次佐倉教育ビジョンに基づく施策の体系

### 〔基本理念〕

わたしが輝き、地域が輝き、未来が輝く、“佐倉のひとづくり”

### 〔めざすべき佐倉市民像〕

- (1) 思いやりのある豊かな心を持ち、自然や文化を大切にする人
- (2) よく学び、自ら考え、進んで行動する人
- (3) 佐倉への愛着と国際的な視野を持って社会に関わる人



## 2 第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画事業一覧

### 基本方針 1 子どもの「輝く」力の向上をめざす【学校教育】

【施策の方向性】（１）学力向上・学習内容の充実に取り組みます

#### ● 確かな学力の向上

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
1	重点	◎佐倉市学習状況調査の実施	学習状況調査事業	教育センター	10
2	重点	◎GIGA スクール構想の推進	小中学校情報機器整備事業	学務課・指導課	10
3	新規	☆幼保小架け橋プログラム推進事業	幼保小架け橋プログラム推進事業	指導課	11
4	通常	学生ボランティアを活用した学校支援の推進	学校指導一般事務事業	指導課	11
5	通常	学校における外国語（英語）活動の推進	英語・外国語活動推進事業	指導課	11
6	通常	学校の課題研究の推進	教育課題研究事業	指導課	11
7	通常	幼稚園教育の推進（市立幼稚園）	幼稚園管理事業	指導課	11
8	通常	小学校3，4年生の社会科副読本の作成・活用	教育指導書等作成事業	指導課	12
9	通常	理科・科学教育の推進	理科教育推進事業	指導課	12

#### ● 教職員の質の向上

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
10	通常	管理訪問指導の実施	学校管理一般事務事業	学務課	12
11	通常	研修を通じた教職員の質の向上	教職員研修事業	指導課	12
12	通常	佐倉市教育委員会訪問	学校指導一般事務事業	指導課	13
13	通常	教育センター報告会の実施	教育センター管理運営事業	教育センター	13

【施策の方向性】（２）豊かな人間性を育む教育に取り組みます

#### ● 心の教育の充実

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
14	重点	◎佐倉の地域性を生かした道徳教育の推進	道徳教育推進事業	教育センター	15
15	重点	◎部活動地域移行の推進	部活動地域指導事業	指導課	15
16	通常	学校教育における人権教育の推進	小中学校人権教育推進事業	指導課	16
17	通常	学校教育における平和教育の推進	教育課題研究費事業	指導課	16
18	通常	キャリア教育の推進	キャリア教育事業	指導課	16
19	通常	児童生徒等校外活動の支援	児童生徒等校外活動事業	指導課	16
20	通常	社会人を活用した教育の推進	社会人活用推進事業	指導課	17

## ● 学校における「佐倉学」の推進

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
21	重点	◎学校教育における佐倉学の推進	佐倉学推進事業	指導課	17

## ● 読書や芸術文化学習の支援・異文化理解の推進

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
22	通常	学校における外国語（英語）活動の推進（再掲）	英語・外国語活動推進事業	指導課	17
23	通常	図書館学校連携事業	読書普及推進事業、図書資料購入事業	図書館	17
24	通常	オランダとの国際理解の促進	国際理解促進事業	文化課	18
25	通常	美術館学校連携事業	美術館教育普及事業	美術館	18

## ● 食育の推進・健やかな体の育成

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
26	重点	◎児童生徒の体力向上の推進	学校体育振興事業	指導課	18
27	重点	◎食育の推進	学校給食管理運営事業	指導課	19
28	通常	学校における健康教育の推進	小中学校保健管理事業	指導課	19
29	通常	小学校水泳指導の推進	小学校水泳指導委託事業	指導課	19
30	通常	食物アレルギー対応	学校給食管理運営事業	指導課	20

## 基本方針2 子どもが「輝く」ための教育環境の整備・充実をめざす【教育環境】

## 【施策の方向性】（3）良好な学習環境を整備します

## ● 学校の施設整備の推進

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
31	重点	◎学校施設的环境整備	小中学校施設改築・改造事業、幼稚園施設改修事業	教育総務課	22
32	重点	◎給食施設設備の整備	小中学校給食施設整備事業	指導課	22

## ● 学校の教育環境の整備

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
33	重点	◎小規模校学校活力の向上	小規模特認校学習支援事業	学務課	23
34	通常	学校教育環境の整備	小中学校（教育振興事業、情報機器整備事業、図書館図書整備事業）外	学務課	23
35	通常	少人数指導支援の推進	少人数指導支援推進事業	学務課	24
36	通常	学校図書館教育の推進	学校図書館活性化事業	教育センター	24

## ● 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
37	重点	◎特別支援教育の推進	特別支援教育推進事業	教育センター	24
38	通常	インクルーシブ教育システム推進事業	インクルーシブ教育システム推進事業	教育センター	25

【施策の方向性】（４）地域に開かれた学校運営を行います

## ● 地域に開かれた学校づくり

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
39	重点	◎教育懇話会の開催	教育総務一般事務事業	教育総務課	27
40	重点	◎通学路の安全確保	学校通学路安全確保事業	学務課	27
41	重点	◎学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進	教育課題研究事業	指導課	28
42	通常	学校評価の実施	学校管理一般事務事業	学務課	28
43	通常	開かれた学校づくりの推進（学校評議員会議・教育ミニ集会）	開かれた学校づくり推進事業	学務課	29

【施策の方向性】（５）安心して学校に通える環境を提供します

## ● いじめや不登校等への対応の充実

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
44	重点	◎いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策推進事業	指導課	31
45	重点	◎教育相談の充実	児童生徒教育相談事業	教育センター	31
46	新規	☆多様な学びの相談事業	多様な学びの教育相談事業	教育センター	32

## ● 教育に係る保護者の負担の軽減

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
47	通常	奨学資金補助金	奨学資金補助事業	教育総務課	32
48	通常	教育に係る保護者負担の軽減	小中学校就学援助事業、 公立幼稚園就園援助事業	学務課	32

## 基本方針 3

市民や地域の「輝く」力の向上をめざす【生涯学習】

【施策の方向性】（６）市民の生涯学習を推進します

## ● 生涯学習の推進

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
49	重点	◎「佐倉市教育の日」の推進	教育総務一般事務事業 教育センター管理運営事業 外	教育総務課	34
50	重点	◎市民カレッジ	市民カレッジ活動事業	中央公民館	34
51	新規	☆放課後子ども教室の実施	地域連携事業	社会教育課	35

52	通常	学校開放の推進	学校スポーツ開放推進事業	社会教育課	35
53	通常	社会教育における人権教育の推進	人権教育推進事業	社会教育課	35
54	通常	公民館主催事業	公民館活動事業	公民館	35
55	通常	公民館における学習の場の提供	公民館管理運営事業	公民館	35
56	通常	社会教育における平和教育の推進	読書普及推進事業	社会教育課、公民館、図書館	35
57	通常	図書館における生涯学習の推進	読書普及推進事業	図書館	36

● 生涯学習における「佐倉学」の推進

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
58	重点	◎生涯学習における佐倉学の推進	佐倉学事業、公民館活動事業、読書普及推進事業 外	社会教育課、公民館、図書館	36

● 地域活動の担い手の育成

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
59	重点	◎市民カレッジ（再掲）	市民カレッジ活動事業	中央公民館	36
60	通常	地域教育活動団体に対する支援	地域教育活動推進事業	社会教育課、公民館	36
61	通常	社会教育団体や地域ボランティアへの支援	公民館活動事業	公民館	37

● 家庭教育の充実

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
62	重点	◎家庭教育推進事業	地域教育活動推進事業	社会教育課	37
63	通常	家庭教育事業	公民館活動事業	公民館	37

【施策の方向性】（7）生涯学習の環境を整備します

● 社会教育施設の整備の推進

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
64	通常	公民館施設の環境整備	（各）公民館施設整備事業	公民館	39
65	通常	図書館施設の環境整備	（各）図書館施設整備事業、図書館機器等整備事業 外	図書館、社会教育課	39
66	通常	市民音楽ホール施設の環境整備	市民音楽ホール施設整備事業	市民音楽ホール	39
67	通常	美術館施設改修事業	美術館施設改修事業	美術館	39

基本方針 4	佐倉の「輝く」力の向上をめざす【文化・芸術】
--------	------------------------

## 【施策の方向性】（8）歴史・文化資産を保全・活用します

## ● 歴史文化資産の保全・活用

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
68	重点	◎井野長割遺跡の保全・整備と活用	井野長割遺跡保存整備事業	文化課	4 1
69	通常	本佐倉城跡の保全・整備と活用	本佐倉城跡保存整備事業	文化課	4 1
70	通常	歴史的建造物の保全・整備と活用	歴史的建造物保全整備事業	文化課	4 2
71	通常	埋蔵文化財と歴史民俗資料の保全と活用	考古及び民俗資料整理事業	文化課	4 2
72	通常	市民文化資産の保全と活用	市民文化資産保全活用事業	文化課	4 2
73	通常	登録有形文化財制度の周知と活用	文化財保存整備事業	文化課	4 2
74	通常	市史資料整理保存事業	市史資料普及事業、市史資料整理保存事業、外	佐倉図書館	4 3

## ● 佐倉の魅力の掘り起こし

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
75	重点	◎文化財普及活動の推進	文化財普及啓発事業	文化課	4 3
76	通常	佐倉ゆかりの作家を紹介する収蔵作品展の開催	美術館収蔵作品展事業	美術館	4 3

## 【施策の方向性】（9）芸術文化の普及を推進します

## ● 芸術文化の普及の促進

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
77	重点	◎芸術文化の普及促進	文化普及事業	文化課	4 5
78	通常	女子美術大学との連携事業の実施	文化普及事業	文化課	4 5
79	通常	学校巡回音楽会、ハンドベル教室	学校巡回音楽会・教室事業	市民音楽ホール	4 5
80	通常	市民音楽ホール自主文化事業	市民音楽ホール自主文化事業	市民音楽ホール	4 6
81	通常	企画展の開催	美術館企画展事業	美術館	4 6
82	通常	美術館教育普及事業 (アート・プロジェクト、コンサート等)	美術館教育普及事業	美術館	4 6

## ● 市民の芸術文化活動への支援

No	区分	事業名	実施計画事業名	担当課	頁
83	通常	市民文化祭の開催	市民文化祭事業	文化課	4 6
84	通常	公募及び市民主体による美術展の開催	美術館教育普及事業	美術館	4 7
85	通常	文化活動発表の場の提供	美術館一般管理事業	美術館	4 7

### 3 施策別事業内容

#### 基本方針1

#### 子どもの「輝く」力の向上をめざす 【学校教育】

##### 【施策の方向性】

#### (1) 学力向上・学習内容の充実に取り組みます

- 確かな学力の向上
- 教職員の指導の質の向上

##### 【これまでの取組みと課題】

第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画では、「確かな学力の向上」、「教職員の指導の質の向上」を施策として位置付け、学力向上・学習内容の充実に取り組んできました。具体的には、「佐倉市学習状況調査の実施」、「理科・科学教育の推進」、「研修を通じた教職員の資質向上」などにより、児童生徒の学力の定着・向上と教職員の指導力向上に取り組んでいるところです。

変化が激しく、将来の予測が難しい社会の中でも子どもたちの「生きる力」を育むために、学習意欲を高め、自ら課題を見つけ解決する力を育てることが引き続き求められています。

##### 【今後の方向性】

これからの学校教育においては、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③主体性や協働性といった学びに向かう力の育成に向けた指導の充実をバランスよく図ることが求められています。そこで、児童生徒の習熟度等を学習状況調査を通じて把握し、各学校の職員研修や指導方法改善に生かすことなどにより、「わかる授業」「楽しい授業」を実践し、「もっと学びたい」という意欲を高めるとともに、各教科や総合的な学習の時間では、自ら課題を見つけ自ら解決する力や学びあいなどを通じてコミュニケーション能力を育てていくほか、「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境を整備します。

また、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努めます。

◀ 主な取組 ▶

● 確かな学力の向上

No.1 【教育センター】

事業名	◎佐倉市学習状況調査の実施 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	小中学校の学習指導要領に基づく、国語、算数・数学、理科、英語の基礎的な学習の一部と国語、算数・数学の知識・技能等を活用する力、及び学習意識等についての状況調査を行います。佐倉市独自の問題を作成し、市内全ての小学生及び、中学1・2年生を対象に実施します。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	国語、算数、数学、理科、英語の基礎学力・活用力の調査			
	小学生、中学生、教員等の意識調査			
	結果分析と 各校へフィードバック	結果分析と 各校へフィードバック	結果分析と 各校へフィードバック	結果分析と 各校へフィードバック
取組指標	平均正答率（通年）			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標（値）	
	基礎学力 81.2%、活用力 73.9%		基礎学力 90.0%、活用力 70.0%※	
4年後の目標	佐倉市学習状況調査を基に、集計・分析し、その活用の充実を図り、授業の改善と学力の向上を目指します。			

- ※ 望ましい学力として、基礎学力 90%、活用力 70%の平均正答率を設定し、学力の向上を目指します。
- ※ 基礎学力：基礎的な知識・技能
- ※ 活 用 力：習得した知識・技能を応用する力

No.2 【学務課・指導課】

事業名	◎GIGA スクール構想の推進 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	令和元年6月施行の「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境を整備し、GIGA スクール構想の推進を図ります。 子供の学ぶ意欲と学習成果、教職員の指導力の向上を図るとともに、パソコン本体、ネットワーク環境の改善を進めてまいります。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	「学校教育の情報化の推進に関する法律」、「学校教育情報化推進計画」に基づき推進			
	新ネットワーク・パソコンの準備		新ネットワークへの移行、新パソコンへの段階的入替	
	アクセスポイントの充実・教職員の指導力の向上			
取組指標	授業に ICT を活用して指導する能力があると回答する教員の肯定的回答の割合			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標（値）	
	77.2%		100%	
4年後の目標	授業に ICT を活用して指導する能力があると回答する教職員の肯定的回答の割合の 100%を目指すとともに、パソコン本体、ネットワーク環境の改善を進めます。			

## No.3

【指導課】

事業名	☆幼保小架け橋プログラム推進事業 〔新規事業〕
事業内容	幼稚園、保育園、小学校等の職員、有識者と共に協議会を開催し、幼保小架け橋プログラムの作成を推進します。作成後、幼保小架け橋プログラムをもとに、幼稚園、保育園等と小学校において連携を図り、小学校への円滑な接続ができるようにします。
4年後の目標	各小学校と関係園において架け橋期のカリキュラムを設定し、共通理解と相互連携のもと、教育活動にあたることで円滑な接続・支援を展開します。

## No. 4

【指導課】

事業名	学生ボランティアを活用した学校支援の推進 〔通常事業〕
事業内容	近隣大学との連携を図り、教員志望の意欲・情熱のある学生を学力向上サポートティーチャーとして小・中学校に派遣し、学習指導の一層の充実を図ります。
4年後の目標	大学、学生と連携を図り、学習指導の一層の充実を図ります。

## No. 5

【指導課】

事業名	学校における外国語（英語）活動の推進 〔通常事業〕
事業内容	計画的に英語指導助手を幼稚園及び全小中学校に配置し、ネイティブな英語に慣れ親しむとともに、実践的なコミュニケーション能力の向上につながる外国語教育を行います。また、英語指導助手や小中学校教員の指導力向上を目指した研修を行います。
4年後の目標	英語指導助手の増員および外国語活動・外国語科授業の充実と国際理解教育のさらなる推進を目指します。

## No. 6

【指導課】

事業名	学校の課題研究の推進 〔通常事業〕
事業内容	佐倉市の重要教育課題に基づき研究モデル校を指定し、市や学校の特色を生かした研究の推進を通して、児童生徒の学力の向上を目指します。研究や研修を推進し、教職員の資質と専門性を高めることにより、学力向上及び心身共に健康な児童生徒の育成を図ります。
4年後の目標	研究や研修を推進し、教職員の資質と専門性を高めることにより、学力向上及び心身共に健康な児童生徒の育成を図ります。

## No. 7

【指導課】

事業名	幼稚園教育の推進（市立幼稚園） 〔通常事業〕
事業内容	教職員の参考となる資料の作成・研究調査や好事例などの情報提供、幼稚園への訪問を通し、幼稚園における教育内容や指導方法の改善及び充実を図ります。また、小学校との交流の機会を増やします。
4年後の目標	市立幼稚園と小学校の交流の場を増やし、共通理解のもと、小学校への円滑な接続ができるようにします。

No. 8 【指導課】

事業名	小学校3, 4年生の社会科副読本の作成・活用 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	小学校3, 4年生の社会科学習で使用するため、佐倉市についてまとめた社会科副読本を作成し、小学校3年の児童一人一人に配付します。副読本の内容については、4年毎に社会科副読本改訂編集委員会を開催して見直しを図ります。
4年後の目標	学習指導要領の示す社会科学習のあり方を反映させながら社会科副読本の改訂改善を図り、児童の佐倉市への理解と愛着を育みます。

No. 9 【指導課】

事業名	理科・科学教育の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	印旛地区教育研究会第1部会理科研究部と連携し、理科教育に係る安全指導や薬品管理、実験の技能向上等について、理科主任会議や研修会を合同で開催し、教職員のスキルアップを図ります。また、佐倉市児童生徒科学作品展 <sup>※</sup> を開催し、子供たちの科学への関心を高めめます。
4年後の目標	理科授業のさらなる充実と理科及び科学に興味関心を持つ児童の増加を目指します。

※ 佐倉市児童・生徒作品展：児童生徒が作成した科学作品を展示し、佐倉の子どもたちの科学に対する興味を喚起し、科学教育振興に努める事業。

## ● 教職員の指導の質の向上

No. 10 【学務課】

事業名	管理訪問指導の実施 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	学校訪問を計画的に実施し、諸表簿の点検・指導、サービスの厳正に係る指導、教育環境に関する指導、その他教育公務員に係る指導を行います。
4年後の目標	市内小中学校の諸表簿の適正な処理の継続、教職員の適正なサービスの遂行の継続を目指します。

No. 11 【指導課】

事業名	研修を通じた教職員の質の向上 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	「佐倉市教職員研修体系」に基づき開催する各種研修会や会議等を通して、教職員の自己研鑽に対する意識を高めるとともに、使命感の涵養と指導力の向上を図ります。
4年後の目標	佐倉市教育委員会主催研修会の内容充実と、学校における能力開発の取組推進により、教職生活の全体を通じた教職員の資質能力の向上を目指します。

## No. 1 2

【指導課】

事業名	佐倉市教育委員会訪問 〔通常事業〕
事業内容	学校（園）の特色ある教育活動を教育委員に公開し、取組への理解や協力・助言を求める機会とします。教育委員会の各組織が持つ機能を活用してもらうことにより、各校（園）の学校経営の改善を図ります。
4年後の目標	教育委員会、事務局及び各所属と連携していくことにより、学校教育活動の充実を目指します。

## No. 1 3

【教育センター】

事業名	教育センター報告会の実施 〔通常事業〕
事業内容	学校・家庭における教育課題について、教育センターで調査・研究及び実践した結果をもとに報告・提言を行います。
4年後の目標	市民や児童生徒の保護者が求めている情報をタイムリーに提供し、一般市民の参加者数の増加を目指します。

## 基本方針1

## 子どもの「輝く」力の向上をめざす 【学校教育】

## 【施策の方向性】

## (2) 豊かな人間性を育む教育に取り組みます

- 心の教育の充実
- 学校教育における「佐倉学」の推進
- 読書や芸術文化学習の支援・異文化理解の推進
- 食育の推進・健やかな体の育成

## 【これまでの取組みと課題】

第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画では、「心の教育の充実」、「学校教育における佐倉学の推進」、「読書や芸術文化学習の支援・異文化理解の推進」「食育の推進・健やかな体の育成」を施策として位置付け、豊かな人間性を育む教育に取り組んできました。具体的には、「佐倉の地域性を生かした道德教育の推進」、「食育の推進」、「児童生徒の体力向上の推進」などにより、心身ともに健やかな子どもの成長の促進に取り組んでいるところです。

豊かな人間性を育むためには、心身ともに健全・健康であることが非常に重要と考えられることから、「豊かな心」、「健やかな体」の育成に向けた教育施策の充実が求められています。

## 【今後の方向性】

現代社会は、生活環境や生活様式の変化、コミュニケーション不足などにより家族や地域間のつながりが希薄になっています。また、社会全体のモラルや規範意識の低下も見られます。こうした中で、人間としての在り方を自覚し人生をより良く生きるために道德教育の充実を図ります。

音楽・図工（美術）等の教科や道德・特別活動等の領域においては、情操や徳性を養うことにより「豊かな心」を育むほか、学校給食を生かした食育や健康指導とともに、児童生徒の体力の向上を目指すことにより、「健やかな体」を育てていきます。

また、少子化が進む中であっても将来にわたり児童生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行を推進していきます。

≪ 主な取組 ≫

● 心の教育の充実

No. 1 4

【教育センター】

事業名	◎佐倉の地域性を生かした道徳教育の推進 <span style="float:right">〔重点事業〕</span>			
事業内容	「佐倉学道徳副読本試作版」(令和7年度からは「佐倉の道徳」に改版)及び佐倉学道徳教材の活用状況を調査し、その結果から教材等の改訂を検討していきます。また、佐倉を素材とした新たな教材の開発を行うとともに活用を図ります。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	活用に関する調査・分析			
	施策版活用の手引き 作成・配付		「佐倉の道徳」活用の手引き 作成・配付	
取組指標	道徳教材・副読本を活用した道徳授業実施率			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	実施率100%		実施率100%	
4年後の目標	佐倉の地域性を生かした道徳教材・副読本を活用し、授業実践の充実を目指します。			

No. 1 5

【指導課】

事業名	◎部活動地域移行の推進 <span style="float:right">〔重点事業〕</span>			
事業内容	少子化の中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、学校部活動の適正な運営、効率的・効果的な在り方、新たな地域クラブ活動の整備等について、国からガイドラインが示されました。 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を目指すとともに、教職員の働き方改革も踏まえ、学校部活動の地域移行を推進します。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	推進計画の策定		推進計画に基づき地域移行推進	
	検討会議の開催	検討会議の開催		
	関係機関連携	関係機関連携	関係機関連携	関係機関連携
取組指標	部活動が地域移行したことで活動が楽しくなったと感じる生徒の割合			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	-		80%	
4年後の目標	少子化が進む中であっても、子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、部活動の地域移行を進めます。			

No. 1 6 【指導課】

事業名	学校教育における人権教育の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	小中学校での人権教育推進体制を整備し、人権週間や人権に関連した取組の充実を図り、人権意識を養います。また、教育上配慮を必要とする児童生徒の進路を保障するため、個に応じた形で学習支援、教育相談、進路相談等を行います。
4年後の目標	人権教育の実施率 100%を継続するとともに、学習内容の充実を目指します。

No. 1 7 【指導課】

事業名	学校教育における平和教育の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	広報課と共催で、市内各中学校代表生徒を対象に、広島県と長崎県で平和に関する現地学習を行うとともに、小学生を対象に平和に関する映画鑑賞と戦争体験者の話を聞く会を開催することにより、平和意識の啓発につながる学習機会の提供を行います。
4年後の目標	平和教育の実施率 100%を継続するとともに、学習内容の充実を目指します。

No. 1 8 【指導課】

事業名	キャリア教育の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	キャリア教育 <sup>※</sup> の研究校を決めて、望ましいキャリア教育のあり方について、実践を深めていきます。また、すべての小中学校でキャリア教育の全体計画を作成し、その充実を図ります。東邦大学医療センター佐倉病院と連携し、中学生を対象とした模擬手術体験学習を実施します。
4年後の目標	小中学校におけるキャリア教育の実施率100%を継続し、先進校の取組を広めていくことを目指します。

※ キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

No. 1 9 【指導課】

事業名	児童生徒等校外活動の支援 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	児童生徒が学校を離れ、緑化推進事業、社会科見学や音楽発表会（コンクール）、子供議会、いじめ防止子供サミット等に参加するための交通費や報償品費、発明クラブ事業指導者等の謝礼金等の費用を支援します。
4年後の目標	体験的な学習の内容を深め、児童生徒の様々な分野での学習活動の充実を目指します。

## No. 2 0

【指導課】

事業名	社会人を活用した教育の推進 〔通常事業〕
事業内容	地域資源を積極的に活用し学習効果を高めるため、専門的な知識・技能を有する地域の社会人を講師とした授業と部活動を各学校で実施します。
4年後の目標	社会人活用の充実・発展させ、心豊かな児童生徒の育成や地域に開かれた学校づくりをめざします。

## ● 学校教育における「佐倉学」の推進

## No. 2 1

【指導課】

事業名	◎学校教育における佐倉学の推進 〔重点事業〕			
事業内容	各小中学校の教育課程に佐倉学を位置づけ、佐倉の人物・歴史・自然・文化について体験活動を通して「佐倉学」を学ぶことで、児童生徒に「好學進取」の気風と郷土佐倉に対する愛着を育み、社会に貢献できる人材を育成します。 佐倉学副読本を小学校6年生児童一人一人に配付して全小中学校で活用することにより、学校教育における佐倉学の推進を図ります。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	教育課程における佐倉学授業の実践			
	佐倉学副読本の見直し・改訂／教職員への研修の実施			
	副読本印刷配布	副読本印刷配布	副読本印刷配布	副読本印刷配布
	佐倉学研修会	佐倉学研修会	佐倉学研修会	佐倉学研修会
取組指標	佐倉の歴史や自然に興味があると回答する児童生徒の割合			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	62.8%		70% <sup>※</sup>	
4年後の目標	佐倉学副読本の配付とともに、教職員研修の充実を図り、各学校が地域の特色を生かした「佐倉学」の実践を行うことで、郷土に対する理解と誇りを持ち、郷土を愛する心を育てます。			

※ 市内全校で佐倉学に取り組み、児童生徒の興味を令和4年度末よりも高めることを目指します。

## ● 読書や芸術文化学習の支援・異文化理解の促進

## No. 2 2

【指導課】

事業名	学校における外国語(英語)活動の推進(再掲) 〔通常事業〕
-----	----------------------------------

※ 事業内容等は、No. 5をご参照ください。

## No. 2 3

【図書館】

事業名	図書館学校連携事業 〔通常事業〕
事業内容	学校と連携し、児童に絵本の読み聞かせなどを行い、読書普及に努めます。また、貸出要望があった各小中学校へ読書用図書及び調べ学習用図書の団体貸出に加え、小中学校向けに電子書籍サービスの拡充を行います。
4年後の目標	事業を通じて児童の読書への興味・関心の向上を目指します。

No.24 【文化課】

事業名	オランダとの国際理解の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	佐倉日蘭協会の実施するオランダと佐倉の小学生の交流を支援します。また、市民を対象に行うオランダや蘭学に関する各種事業を支援します。
4年後の目標	佐倉日蘭協会への支援を通じ、国際交流及び国際理解の促進を図ります。

No.25 【美術館】

事業名	美術館学校連携事業 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	学校と連携して、美術館訪問や出前授業、資料の貸出などを行うとともに、市内在住小中学生が無料で観覧できる仕組みを構築します。また、教育普及事業「ミテ・ハナソウ・プロジェクト」とも連携して活動します。
4年後の目標	作品鑑賞や美術館に来る体験を通じ、児童生徒の情操教育の充実を図るとともに、その後も関心を持ち、美術館の利用者数増につなげることを目指します。

● 食育の推進・健やかな体の育成

No.26 【指導課】

事業名	◎児童生徒の体力向上の推進 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	教師の指導力と資質の向上を図るため、実技研修を行います。 児童生徒の体力の向上と健康の保持増進を図るため、佐倉市文化祭小学校体育大会を企画運営します。また、新体力テストにおいて体力優良の児童生徒には、体力優良証等を交付します。 さらに、小中体連主催・教育委員会と共催の競技大会に児童生徒が参加するための費用の一部を補助します。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	児童生徒の体力向上と健康の保持増進に対する支援			
	佐倉市文化祭小学校体育大会企画運営			
	新体力テストの実施・体力優良証の交付			
取組指標	小1～4年体力優良証及び小5・6年、中1～3年新体力テストでA判定を受けた児童生徒の割合			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)※	
	優良証 17.0% A判定 小 23.7% 中 18.8%		優良証 25.0% A判定 小 30.0% 中 25.0%	
4年後の目標	教員の指導力向上と児童生徒の運動習慣の育成により、児童生徒の体力の向上を目指します。			

※ コロナ禍で大幅に下がった児童生徒の体力を、コロナ禍前までの水準に戻すことをめざします。

## No. 2 7

【指導課】

事業名	◎食育の推進 <sup>※1</sup> <span style="float:right">〔重点事業〕</span>			
事業内容	学校給食への地場産物の使用や栄養教諭・学校栄養職員による食育の推進、給食の試食会など、学校給食を生かして、児童生徒及び地域・家庭における健康教育の推進を図ります。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	給食への地場産物の使用推進			
	「津田仙給食 <sup>※2</sup> 」や「クララ・ホワイトニーメニュー <sup>※3</sup> 」等、 佐倉市の特色を生かした給食の提供			
	給食を通じた食育や健康教育の推進			
取組指標	食に関する指導の全体計画の作成学校数			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	34校		34校を維持 <sup>※4</sup>	
4年後の目標	学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導により、児童生徒が食に関する理解を深め、適切な判断力を持つことができるように、食育の充実を目指します。			

※1 食育：豊かな自然がもたらす食べ物、それを育てた人への感謝の心と歴史ある食文化を大切にする心を育み、一人一人が食の大切さを理解し、食に関する知識と食を選択する力を取得することにより、健全な食生活を送ることのできる人づくり、地域づくりを目指すこと。

※2 津田仙給食：郷土の先覚者、津田仙(1837年-1908年)が国内に広めた西洋野菜を使った特別メニューの給食のこと。佐倉藩出身の津田仙は、日本の農業改革に力を注いだ「近代農業の父」。アスパラガス、ブロッコリーといった西洋野菜やイチゴの国内栽培に初めて成功した。

※3 クララ・ホワイトニーメニュー：クララ・ホワイトニーは、西洋野菜を多くの国民に食べてもらいたいとの津田仙の依頼により、西洋野菜のレシピ集「手軽西洋料理」を執筆・出版した人物です。レシピ本の中では、「トウモロコシのスープ」や「オムレツ」、「マフィン」など、家庭料理を中心に紹介されており、当時の日本で大きな評判を呼び、西洋野菜の普及にも貢献しました。佐倉市では、12月にクララの紹介したレシピにちなんだ給食を、全ての小中学校で提供しています。

※4 全小中学校で、計画的な食育授業の推進を図られるよう努めます。

## No. 2 8

【指導課】

事業名	学校における健康教育の推進 <span style="float:right">〔通常事業〕</span>
事業内容	児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断や感染症の予防その他学校における必要な保健管理を行います。
4年後の目標	各検診・検査について全児童生徒が受診することにより、疾病異常の早期発見・早期対応を目指します。

## No. 2 9

【指導課】

事業名	小学校水泳指導の推進 <span style="float:right">〔通常事業〕</span>
事業内容	プール施設をもたない、あるいは安全なプール施設を確保できない学校における水泳指導を民間事業者に委託し、教育課程の円滑な実施を図ります。
4年後の目標	確実な水泳授業を効率的に実施し、民間の活用による水泳指導の充実を目指します。

## No. 30

【指導課】

事業名	食物アレルギー対応	〔通常事業〕
事業内容	市内全小中学校で「佐倉市食物アレルギー対応の手引き」に基づいた対応を行います。	
4年後の目標	学校給食における食物アレルギー事故件数0件の維持を目指します。	

## 基本方針2

## 子どもが「輝く」ための教育環境の整備・充実をめざす 【教育環境】

## 【施策の方向性】

## (3) 良好な学習環境を整備します

- 学校の施設整備の推進
- 学校の教育環境の整備
- 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

## 【これまでの取組みと課題】

第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画では、「学校の施設整備の推進」、「学校の教育環境の整備」、「一人ひとりのニーズに応じた教育の推進」を施策として位置付け、良好な学習環境の整備を推進してきました。具体的には、「幼稚園及び小中学校施設の環境整備」、「特別支援教育の推進」などにより、全ての児童生徒が安全に、安心して学習できる環境づくりに取り組んでいるところです。

学校施設の安全性を維持しつつ、ICT 機器を活用した学習環境の整備、児童生徒の実情に応じた学習環境の整備など、時代や個に対応した教育環境の整備が求められています。

## 【今後の方向性】

子どもたちの学習活動にとって、安全で、安心して学ぶことができる環境づくりは不可欠です。

学校施設の維持・補修については随時実施するとともに、大規模な改修などについても、計画的な整備を進めます。その他、児童生徒が安全かつ安心して学習ができるように教育環境の充実に努めます。

あわせて、子どもたちにとって、よりよい教育環境の維持・向上を図るため、これからの学校施設のあり方について検討を進めます。

« 主な取組 »

● 学校の施設整備の推進

No. 3 1 【教育総務課】

事業名	◎学校施設の環境整備 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	令和2年度より進めてきたトイレの改修工事が、予定どおり令和7年度に全校で完了する見込みとなりました。 令和8年度以降は、更なる教育環境の整備と施設の老朽化対策のため、より優先度の高い学校の屋根、外壁改修工事を実施していきます。また、老朽化した施設設備の更新を行います。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	トイレ改良事業（設計・工事） 小学校4校、中学校7校		屋根、外壁改修工事 優先度の高い小中学校 計4校	
	老朽化した 施設設備の更新	老朽化した 施設設備の更新	老朽化した 施設設備の更新	老朽化した 施設設備の更新
取組指標	①学校施設において必要とされるトイレ改良事業実施校（～R7）			
	②屋根、外壁改修工事実施校数（R8～）			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標（値）	
4年後の目標	① 17校		① 34校	
	② 0校		② 4校	
4年後の目標	学校施設の安全性を向上させ、安全・安心な教育環境と避難所の確保を目指します。			

No. 3 2 【指導課】

事業名	◎給食施設設備の整備 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>			
事業内容	児童・生徒が安心して給食を食べることができるよう、老朽化した給食備品の更新や、給食室の修繕などを行います。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	備品の修繕・更新	備品の修繕・更新	備品の修繕・更新	備品の修繕・更新
	施設の修繕	施設の修繕	施設の修繕	施設の修繕
	大規模改修工事の計画・積算			
取組指標	食中毒事故発生件数			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標（値）	
	0件		0件	
4年後の目標	給食設備の更新が進められ、より安心して給食が提供できる環境の整備を目指します。			

● 学校の教育環境の整備

No. 3 3

【学務課】

事業名	◎小規模校学校活力の向上 <span style="float:right">〔重点事業〕</span>			
事業内容	弥富小学校及び和田小学校については、学級編制基準に基づくと複式学級 <sup>※1</sup> になることから、一学年一学級の指導体制を維持するため、学校支援補助教員 <sup>※2</sup> を配置します。 また、小規模特認校 <sup>※3</sup> に指定することで市内全域から弥富小学校及び和田小学校へ転入学できます。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	支援補助教員配置	支援補助教員配置	支援補助教員配置	支援補助教員配置
	地域連携支援	地域連携支援	地域連携支援	地域連携支援
取組指標	小規模特認校制度による転入学児童数（全学年合計）			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標（値）	
	15名		15名 <sup>※4</sup>	
4年後の目標	小規模校 <sup>※5</sup> の複式学級を解消し一学年一学級体制を確保するため、市内全域から児童を受け入れ、学校の活性化を図るとともに、少人数によるきめ細かな指導及び地域と連携した特色ある教育活動を目指します。			

- ※1 複式学級：児童数が二つの学年で16人以下（1年生を含む場合は8人以下）の場合、二つの学年で1学級となる。
- ※2 学校支援補助教員：授業中の個別指導や添削指導、授業準備の補助を行う教員。
- ※3 小規模特認校：小規模校の現状を解消するために、市内全域（通学区域外）から児童の募集を行う制度。
- ※4 学校支援補助教員1名を継続に配置し、1学年1学級、きめ細やかな指導と特色ある教育活動を充実させ、学区外からの転入学児童が、1学年につき1名程度在籍することを目標とします。
- ※5 小規模校：学校の学級数が12クラス未満の学校。学校教育法施行規則により、学校の学級数の標準は原則として12クラス以上18クラス以下とされています。

No. 3 4

【学務課】

事業名	学校教育環境の整備 <span style="float:right">〔通常事業〕</span>
事業内容	学校教育に必要な環境を整備するため、学校の教材備品、体育用消耗品の整備を行うとともに、学校で使用するパソコン機器等（サーバー、パソコン、電子黒板、プリンター、スイッチングハブ、無線LANアクセスポイント、ソフトウェア）を導入し、コンピューター利用教育を実施できる環境を構築します。 また、各学校に適切に予算配分を行い、計画的に新しい図書を購入します。
4年後の目標	教職員が効果的な指導を行える環境を整備します。また、学校教育に必要な環境を整え、児童生徒の主体的かつ意欲的な学習を促進します。

No. 3 5 【指導課】

事業名	少人数指導支援の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	少人数指導及びティームティーチングを実施し、児童・生徒の学習定着度に応じた指導を行います。
4年後の目標	学習の習熟度に応じた、個別の指導・支援により、効果的、効率的に学習内容を理解・定着させ、児童・生徒個々の学習の課題を克服する重点的な支援により、学習意欲を高め、一人一人の学力の向上を目指します。

No. 3 6 【教育センター】

事業名	学校図書館教育の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	学校図書館司書を配置し、学校図書館における蔵書の整理・電算管理、貸出業務を行い、学校図書館の利用の促進を図ります。 学校図書館司書の専門的な知識を生かし、児童生徒の読書量を増やすための的確な支援を行います。
4年後の目標	第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、学校図書館司書を1.3校に1人を配置し、児童生徒の読書量の増加及び図書館利用を促進します。

● 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

No. 3 7 【教育センター】

事業名	◎特別支援教育の推進 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	<p>佐倉市教育委員会の諮問に応じ、発達に課題のある幼児児童生徒の就学指導等に関し答申する「佐倉市教育支援委員会」を開催し、特別支援教育を推進します。</p> <p>発達に課題がある児童生徒への個別の教育支援計画<sup>※</sup>と個別の指導計画の作成を促進して学習及び学校生活の支援を行うため、特別支援教育支援員を配置します。医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に学校生活を送り、主体的に学習や学校生活に参加するため、看護師を配置します。</p>			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	教育支援委員会	教育支援委員会	教育支援委員会	教育支援委員会
	特別支援教育支援員及び看護師の適正配置			
	支援員及び看護師の確保	支援員及び看護師の確保	支援員及び看護師の確保	
取組指標	幼小中学校における個別の教育支援計画作成率			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	100%		100%	
4年後の目標	対象となる幼児児童生徒について個別の教育支援計画 <sup>※</sup> の作成を促進するとともに、特別支援教育に関わる職員の資質向上を図ることにより、特別支援教育体制の充実を目指します。			

※ 個別の教育支援計画：子ども、保護者、学校・園が中心となって、関係機関と連携し、適切な教育を行うための計画。

No. 3 8

【教育センター】

事業名	インクルーシブ教育システム推進事業 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	ことばの教室を核に、地域の教育資源の組み合わせの活用により、支援が必要な児童生徒があらゆる場面で、合理的配慮に基づく支援が受けられる体制を構築します。
4年後の目標	支援の必要な児童生徒が合理的配慮に基づく支援が受けられるよう、関係者連携のためのきめ細やかな連絡調整を継続します。

## 基本方針2

### 子どもが「輝く」ための教育環境の整備・充実をめざす 【教育環境】

#### 【施策の方向性】

#### (4) 地域に開かれた学校運営を行います

- 地域に開かれた学校づくり

#### 【これまでの取組みと課題】

第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画では、「地域に開かれた学校づくり」を施策として位置付け、地域に開かれた学校運営を推進してきました。具体的には、「通学路の安全確保」や「学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進」などにより、保護者や地域の方々との連携を深めているところです。

学校運営には、保護者や地域の方々の協力が不可欠であることから、信頼される学校運営を行い、連携をより一層深めていく必要があります。

#### 【今後の方向性】

より開かれた学校を目指して、引き続き授業の公開や教育ミニ集会を実施するとともに、アイアイプロジェクト活動をはじめとする地域の方々による学校活動への参加を促進します。

◀ 主な取組 ▶

● 地域に開かれた学校づくり

No. 39

【教育総務課】

事業名	◎教育懇話会の開催 <span style="float:right">〔重点事業〕</span>			
事業内容	教育懇話会を「佐倉市教育の日」に関連した行事のひとつとして位置付け、学校行事である「教育ミニ集会※ <sup>1</sup> 」との共催事業として、保護者、地域住民と教育委員、教育委員会事務局職員がともに意見交換を行う場を設けます。 テーマを設定し、グループ（保護者・教員・地域住民等で構成）での意見交換等を通して、佐倉の教育について、共に考える機会とします。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	教育懇話会の開催（佐倉市教育の日関連行事） 周知活動：広報誌、HP掲載、案内文、開催校による周知 など			
取組指標	教育懇話会※ <sup>2</sup> が有意義であったと回答する参加者の割合			
	【参考】令和元年度末の状況※ <sup>3</sup>		令和9年度末の目標（値）	
	97.9%		100%	
4年後の目標	市民と共に佐倉の教育について考え、今後の教育施策に生かすことで地域に信頼される学校づくりを目指します。			

- ※1 教育ミニ集会：学校と地域の方々々が教育活動に関する意見交換を行い、今後の学校経営に生かす取組。
- ※2 教育懇話会：佐倉市の教育施策を広く市民に理解してもらうとともに、市民の方々から佐倉の教育に関する意見や提案をいただき、今後の教育施策に生かすことを目的として開催。
- ※3 令和2年度から4年度までは新型コロナウイルスの影響で一度も開催できなかったことから、元年度の数値を参考指標とした。

No. 40

【学務課】

事業名	◎通学路の安全確保 <span style="float:right">〔重点事業〕</span>			
事業内容	児童生徒の登下校時の交通安全の確保を図るとともに、不審者対策を推進します。 学校やスクールガードボランティア団体と連携を図るとともに、教育委員会事務局職員による専用車（青パト：青色回転灯装備車）を用いた下校時の巡回パトロール実施により、児童生徒の登下校時の安全を確保します。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	巡回警備業務委託 事務局職員による 巡回警備	・学校職員 ・ボランティア ・事務局職員 連携、見守り、巡回	・学校職員 ・ボランティア ・事務局職員 連携、見守り、巡回	・学校職員 ・ボランティア ・事務局職員 連携、見守り、巡回
	ボランティア との連携			
	スクールガード 活動備品追加支援	スクールガード 活動備品追加支援	スクールガード 活動備品追加支援	スクールガード 活動備品追加支援
	防犯用備品配付	防犯用備品配付	防犯用備品配付	防犯用備品配付

取組指標	スクールガードボランティア参加者数	
	【参考】令和4年度末の状況	令和9年度末の目標(値)
	9,750名	9,550名
4年後の目標	スクールガードボランティアとの連携を図り、巡回パトロールを実施することで、児童生徒が安心して登下校できる環境づくりを目指します。	

※ 学校稼業日において、毎日のパトロール実施を目指します。

No.4 1

【指導課】

事業名	◎学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進〔重点事業〕			
事業内容	<p>学校運営委員会は、保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、よりよい教育の実現に取り組む制度です。</p> <p>地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域が活性化される効果も期待できるものです。ボランティアを旨とする活動として、保護者や地域住民の主体性を生かした運営を推進します。</p>			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	学校運営委員会の運営への支援			
	準備校へ説明	準備校へ説明	準備校へ説明	準備校へ説明
	採用学校募集	採用学校募集	採用学校募集	採用学校募集
取組指標	学校運営委員会設置学校数			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	9校		14校	
4年後の目標	学校運営委員会及び学校運営委員会準備校を増やしていくとともに、地域の創意を生かした学校づくりを進め、各校への導入と活動の発展を目指します。			

No.4 2

【学務課】

事業名	学校評価の実施	〔通常事業〕
事業内容	各学校において、自己評価と学校関係者評価を行い、結果を学校便りやホームページ、保護者集会等を利用して公開し、開かれた学校づくりを推進します。	
4年後の目標	自己評価と学校関係者評価を継続して行い、適正な学校運営の継続を目指します。	

## No. 4 3

【学務課】

事業名	開かれた学校づくりの推進（学校評議員会議・教育ミニ集会） 〔通常事業〕
事業内容	地域の方々の教育への関心を高め、地域に根ざした学校を目指し、学校の教育活動を支援していただく体制を構築します。 学校と家庭、地域が連携を強固にして、子どもたちの健全育成を図るために、学校評議員会議やミニ集会を開催します。
4年後の目標	地域の方や協力者とも触れ合う活動とし、交流を広げて教育効果を高めていくことを目指します。

## 基本方針2

## 子どもが「輝く」ための教育環境の整備・充実をめざす 【教育環境】

## 【施策の方向性】

## (5) 安心して学校に通える環境を提供します

- いじめや不登校等への対応の充実
- 教育に係る保護者の負担の軽減

## 【これまでの取組みと課題】

第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画では、「いじめや不登校等への対応の充実」、「教育に係る保護者の負担の軽減」を施策として位置付け、安心して学校に通える環境づくりを推進してきました。具体的には、「いじめ防止対策推進事業」により、いじめのない学校づくり・社会づくりに取り組むとともに、「奨学資金補助金」などにより、教育に係る経済的負担の軽減などに取り組んでいるところです。

いじめは重大な人権侵害に当たり、絶対に許されない行為であるという共通認識のもと、いじめ防止体制を整備し、学校・地域・家庭が一体となって、その防止に取り組むとともに、教育に係る負担の軽減を図ることにより、引き続き、誰もが安心して学校に通える環境づくりを推進していく必要があります。

## 【今後の方向性】

いじめは絶対に許されない行為であるという認識の下、引き続き根絶に向けた取組を総合的に進めていきます。学習や生活、友人関係等の悩みや不登校などの問題の解決に向け、教職員研修の充実、学校教育相談員やカウンセラーの配置など各種教育相談機能の充実に引き続き努めます。

そのほか、子どもの貧困の問題に関し、教育に係る負担の軽減を図ることにより、安心して学校に通い、学校生活を送ることができる環境づくりに努めます。

◀ 主な取組 ▶

● いじめや不登校等への対応の充実

No. 4 4 【指導課】

事業名	◎いじめ防止対策推進事業 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	平成 25 年 9 月施行の「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。 「佐倉市いじめ防止基本方針」及び、小中学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定に基づき、いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対応のできるいじめ防止体制の整備を推進します。			
事業展開 (工程表)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	佐倉市いじめ防止基本方針・学校いじめ防止基本方針に基づく対策推進			
	いじめ防止体制整備	いじめ防止体制整備	いじめ防止体制整備	いじめ防止体制整備
	関係機関連携	関係機関連携	関係機関連携	関係機関連携
取組指標	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におけるいじめの解消率			
	【参考】令和 4 年度末の状況		令和 9 年度末の目標 (値)	
	91.9%		95%以上※	
4 年後の目標	児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの解消率 95%以上を目指し、未解消案件についても解消に向けて継続的に取り組むことを目指します。			

※ 経年に対応していく案件もある中、いじめの高い解消率を目指します。

No. 4 5 【教育センター】

事業名	◎教育相談の充実 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	小中学校児童生徒の不登校、いじめ、虐待等の早期発見、早期解決や発達の不安等に対して、面接や電話による相談を行いながら、保護者や学校との連携を図り、指導助言を行います。			
事業展開 (工程表)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	相談員等配置	相談員等配置	相談員等配置	相談員等配置
	電話相談	電話相談	電話相談	電話相談
	面接相談	面接相談	面接相談	面接相談
	保護者や学校との連携、指導援助			
取組指標	学校教育相談員や心の教育相談員等への相談件数			
	【参考】令和 4 年度末の状況		令和 9 年度末の目標 (値)	
	3,850 件		3,900 件※	
4 年後の目標	面接相談・電話相談の体制を整備し、教育相談、発達相談の充実を目指します。			

※ 児童生徒数の減少傾向が見込まれますが、相談件数は相談体制の整備により増加としました。

## No. 4 6

【教育センター】

事業名	☆多様な学びの相談事業 〔新規事業〕
事業内容	多様な学びの相談員を配置し、中学校における校内教育支援センターの運営や、教室に入れられない生徒の学習支援や教育相談を行います。また、教育支援センターである、ルームさくら臼井教室を設置し、学校教育相談員を配置し、学校に登校できない児童生徒の学習支援や教育相談、保護者面談、学校との連携等を行い、不登校児童生徒の居場所づくりを行います。
4年後の目標	教室に入れられない又は学校に登校できない児童生徒の居場所をつくり、学習支援や教育相談の充実を目指します。

## ● 教育に係る保護者の負担の軽減

## No. 4 7

【教育総務課】

事業名	奨学資金補助金 〔通常事業〕
事業内容	経済的な理由により高等学校等での修学が困難な方に対し、授業料以外の学校教育費の一部について補助することにより、家庭の教育費負担を軽減します。
4年後の目標	教育費負担の軽減を必要とする方に制度の利用を広め、修学しやすい環境づくりを目指します。

## No. 4 8

【学務課】

事業名	教育に係る保護者負担の軽減 〔通常事業〕
事業内容	経済的な理由等で就学困難な児童生徒の保護者に対して、教育に係る費用を援助することで、児童生徒の適正な就学を推進します。 また、佐倉市幼稚園預かり保育実施規則に基づき幼稚園型一時預かり事業 <sup>※</sup> を実施することで、保護者の負担の軽減を図ります。
4年後の目標	必要な支援を行うことで、児童生徒の学校生活の充実を目指します。

※ 幼稚園型一時預かり事業

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号に規定する事業。

佐倉市では、保護者が就労している等の理由で家庭において保育を受けることが一時的に困難となっている市立幼稚園児を対象として、一時預かりを実施し保護者負担の軽減を図っています。また、当該事業に係る費用についても、要件に該当する世帯には減額することでも、保護者負担の軽減を図っています。

基本方針3

市民や地域の「輝く」力の向上をめざす 【生涯学習】

【施策の方向性】

(6) 市民の生涯学習を推進します

- 生涯学習の推進
- 生涯学習における「佐倉学」の推進
- 地域活動の担い手の育成
- 家庭教育の充実

【これまでの取組みと課題】

第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画では、「生涯学習の推進」、「生涯学習における佐倉学の推進」、「地域活動の担い手の育成」、「家庭教育の充実」を施策として位置付け、市民の生涯学習を推進してきました。具体的には、「市民カレッジ」、「社会教育における佐倉学の推進」、「家庭教育推進事業」などにより、市民の生涯学習の推進に取り組んでいるところです。

歴史や自然、芸術文化など、一層多様化する市民の学習ニーズに対応した講座の開催など、様々な学習機会を提供することが求められています。また、地域の活力の創出といった観点からも、生涯学習を通じて、地域への愛着を高め、地域で活躍する人材の育成が重要になっています。

【今後の方向性】

市民の多様化する学習ニーズに対応し、時代を捉えた学習機会を提供します。また、市民が参加しやすい講座の開設や郷土資料の収集・活用などを通じて、佐倉学を推進します。さらに、生涯学習活動で得られた知識や技能を、ボランティアとして地域活動に生かすことができる取組を実施します。

様々な媒体を活用して情報発信を行い、人生100年時代の到来に当たり、市民の生涯学習に関する関心や参加意識の向上に努めます。

« 主な取組 »

● 生涯学習の推進

No. 49

【教育総務課】

事業名	◎「佐倉市教育の日」の推進 <span style="float:right">〔重点事業〕</span>			
事業内容	市民の教育に対する意識を高めるとともに、学校教育及び社会教育の振興により、本市の教育の充実及び発展を図ることを目的として、佐倉市教育の日を制定しました。 11月16日 <sup>※1</sup> の佐倉市教育の日を中心として、教育関連行事を開催します。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	教育委員会各担当課へ開催行事照会及び協力依頼			
	広報周知 行事開催	広報周知 行事開催	広報周知 行事開催	広報周知 行事開催
取組指標	各種関連行事への参加者人数			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	39,550名		39,600名 <sup>※2</sup>	
4年後の目標	佐倉市教育の日を中心として教育関連行事を開催し、PRに努め、市民の行事参加を通して、教育への参加意識を高めることを目指します。			

※1 期日の由来：佐倉藩主堀田正睦公が天保4年(1833)11月16日、藩政改革を宣言した日にあたり、これが佐倉藩の学問興隆の契機になった日です。

※2 令和4年度末の実績を確保することを目指します。

No. 50

【中央公民館】

事業名	◎市民カレッジ <span style="float:right">〔重点事業〕</span>			
事業内容	4年制の市民カレッジを開講し、高齢者教育を行い、地域で活動する人材の育成を図ります。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	市民カレッジカリキュラムの実施			
	学習内容の見直し			
取組指標	市民カレッジ在籍中及び卒業後のボランティア団体活動等への参加率(市民カレッジ卒業時のアンケートにより集計)			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	62%		80%	
4年後の目標	生涯学習による暮らしの充実と自己実現、及び地域で活動する人材の育成を目指します。			

No. 5 1 【社会教育課】

事業名	☆放課後こども教室の実施 <span style="float: right;">〔新規事業〕</span>
事業内容	対象校に在籍する全児童を対象として、放課後こども教室を開設し、児童の放課後の安全な居場所を提供します。
4年後の目標	対象学校の児童が、放課後を安全に過ごすことができる居場所の提供を行います。

No. 5 2 【社会教育課】

事業名	学校開放の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	小学校の校庭及び小中学校の体育館等の施設において、スポーツ開放、遊び場開放等を行います。
4年後の目標	施設の利用環境を整え、多くの市民に利用され、市民の健康増進、情操の涵養及び教養の向上に寄与することを目指します。

No. 5 3 【社会教育課】

事業名	社会教育における人権教育の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	人権教育講座の実施、地域交流施設の維持管理等を行います。
4年後の目標	人権教育講座の継続と、地域交流施設を拠点とした住民交流の場の充実を目指します。

No. 5 4 【公民館】

事業名	公民館主催事業 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	主催事業における家庭教育・青少年教育・成人教育事業を行います。
4年後の目標	生涯学習の機会と場を提供し、公民館が地域における生涯学習の拠点となることを目指します。

No. 5 5 【公民館】

事業名	公民館における学習の場の提供 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	社会教育施設である公民館が、多様な学習や集会の場、団体情報等を提供し、生涯学習と地域活動の拠点として役割を果たします。
4年後の目標	市内公民館6館により生涯学習の機会と場を提供し、公民館が地域における生涯学習の拠点となることを目指します。

No. 5 6 【社会教育課・公民館・図書館】

事業名	社会教育における平和教育の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	図書館のコーナー等に平和に関するパネル展示、資料展示等を行います。
4年後の目標	市民の方が平和について考える機会を提供し、平和学習に係る支援を継続します。

No. 5 7 【図書館】

事業名	図書館における生涯学習の推進 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	読書・図書館に親しむイベントの開催（おはなしきゃらばん、おはなし会、図書館探検隊等）や、小中学生おすすめブックリスト作成など、市内高校等と連携し、読書に親しむ機会を充実させます。
4年後の目標	各図書館において、読書に親しむ機会を充実し、市民の生涯学習を推進します。

● 生涯学習における「佐倉学」の推進

No. 5 8 【社会教育課・公民館・図書館】

事業名	◎生涯学習における佐倉学の推進 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	佐倉学子供作品展の開催、佐倉学に関するホームページ、パネル展示などによる情報発信、佐倉学講座の実践など市民が佐倉学に触れる機会を広く提供します。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	学習機会と場の提供・啓発活動			
	○佐倉学関連講座の開催 ○佐倉学資料展示 ○リーフレット作成、ホームページでの周知			
	推進会議開催 4回/年	推進会議開催 4回/年	推進会議開催 4回/年	推進会議開催 4回/年
取組指標	佐倉学を知っている市民の割合			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標（値）	
	27%		40%	
4年後の目標	佐倉の特色である歴史、文化、自然等の学習機会を提供することで市民が興味をもち、郷土へ目を向けることを目的とし、郷土愛を育むことを目指します。			

● 地域活動の担い手の育成

No. 5 9 【中央公民館】

事業名	◎市民カレッジ（再掲） <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>
-----	---

※事業内容等は、No. 5 0 をご参照ください。

No. 6 0 【社会教育課・公民館】

事業名	地域教育活動団体に対する支援 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	会員相互の親睦を図り、各PTA発展のため連絡、研究することを目的とする佐倉市PTA連絡協議会に補助金を助成します。
4年後の目標	PTA活動の推進と、青少年の健全育成を目指します。

No. 6 1 【公民館】

事業名	社会教育団体や地域ボランティアへの支援 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	公民館利用団体や、地域ボランティアの方々に必要な情報提供を行い、活動を支援します。
4年後の目標	各団体における地域の活動の推進を目指します。

● 家庭教育の充実

No. 6 2 【社会教育課】

事業名	◎家庭教育推進事業 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	参加者自らが子育てにおける家庭教育の重要性を認識し、問題解決を図ることができるように講座等を行います。 学童期子育て学習講演会や思春期子育て講演会を実施し、家庭の教育力向上を図ります。家庭教育学級の設置を促すなど、子供たちの健やかな育ちの基盤づくりをします。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	学童期子育て学習講演会実施	学童期子育て学習講演会実施	学童期子育て学習講演会実施	学童期子育て学習講演会実施
	思春期子育て学習講演会実施	思春期子育て学習講演会実施	思春期子育て学習講演会実施	思春期子育て学習講演会実施
	子育て理解講座実施	子育て理解講座実施	子育て理解講座実施	子育て理解講座実施
	学習内容の検討	学習内容の検討	学習内容の検討	学習内容の検討
	家庭教育講演会実施	家庭教育講演会実施	家庭教育講演会実施	家庭教育講演会実施
	内容、方法検討	内容、方法検討	内容、方法検討	内容、方法検討
	家庭教育学級	家庭教育学級	家庭教育学級	家庭教育学級
取組指標	市内中学校における子育て理解講座実施達成率			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	63%(7校/11校)		100%(11校/11校)	
4年後の目標	各学校の実態に応じた家庭教育力、問題解決能力の向上を目指します。			

No. 6 3 【公民館】

事業名	家庭教育事業 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	①親子・家族を対象とした事業、②保護者を対象とした事業、③子育て支援のための施設提供などを行います。
4年後の目標	利用者の広がり、公民館が子育て支援拠点のひとつとなることを目指します。

### 基本方針3

#### 市民や地域の「輝く」力の向上をめざす 【生涯教育】

##### 【施策の方向性】

#### (7) 生涯学習の環境を整備します

- 社会教育施設の整備の推進

##### 【これまでの取組みと課題】

第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画では、「社会教育施設の整備の推進」を施策として位置付け生涯学習の環境整備を推進してきました。具体的には、各社会教育施設の環境整備を推進したほか、老朽化・狭隘化した佐倉図書館の移設建替えを行い、「夢咲くら館」として令和5年3月に新たにオープンさせました。

市民の学習活動を支えるため、引き続き、社会教育施設の計画的な整備を進めるとともに、適切な維持管理を行っていく必要があります。

##### 【今後の方向性】

市民にとって利用しやすい生涯学習活動の場として、施設を提供します。また、社会教育施設の効率的な管理運営を行うとともに、施設の改修など、生涯学習に係る環境の整備に努めます。

« 主な取組 »

● 社会教育施設の整備の推進

No. 6 4 【公民館】

事業名	公民館施設の環境整備 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	設備の定期的な保守点検を行うとともに、必要な修繕を行い、安全かつ快適な環境維持に努めることで、市民に生涯学習の場を提供します。
4年後の目標	施設の適切な維持管理により、生涯学習の場の提供という社会教育施設の役割を果たします。

No. 6 5 【図書館・社会教育課】

事業名	図書館施設の環境整備 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	施設内の各種設備の定期的な保守点検及び必要な修繕を実施するとともに、図書資料を管理するためのシステムの適切な保守点検の実施により、安全かつ快適な環境維持と利便性の高い図書館サービスの提供に努めます。 また、図書資料の適切な収集・整理・保存に努めるとともに、電子書籍やデジタルアーカイブの充実等市民の多様なニーズに対応した運営を行います。
4年後の目標	図書資料や施設内の設備を適切に管理し、利用者が快適な環境で図書館を利用することができるようにします。

No. 6 6 【市民音楽ホール】

事業名	市民音楽ホールの施設環境整備 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	定期的な各種保守点検や、老朽化に伴い必要となる施設・設備の改修又は更新を行います。
4年後の目標	施設・設備の不具合等による催物の中止や中断を回避します。

No. 6 7 【美術館】

事業名	美術館施設改修事業 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	市立美術館として芸術文化の振興に寄与する施設のあり方を検討しながら、ESCO 事業の運用により、省エネルギー化や安定した温湿度管理を図るほか、老朽化した施設の管理修理を適切に行います。
4年後の目標	美術館施設の恒常的な施設機能を維持し、美術館利用者が年間を通じて快適に施設を利用できるようにします。

## 基本方針4

## 佐倉の「輝く」力の向上をめざす 【文化・芸術】

## 【施策の方向性】

## (8) 歴史・文化資産を保全・活用します

- 歴史文化資産の保全・活用
- 佐倉の魅力の掘り起こし

## 【これまでの取組みと課題】

第3次佐倉教育ビジョン前期推進計画では、「歴史文化資産の保全・活用」、「佐倉の魅力の掘り起こし」施策として位置付け、歴史・文化資産の保全・活用を推進してきました。佐倉には、国指定文化財の本佐倉城跡や井野長割遺跡、旧堀田邸・庭園<sup>※1</sup>のほか、県指定文化財の旧佐倉順天堂<sup>※2</sup>や旧河原家住宅<sup>※3</sup>など、市の歴史を伝える資産が数多くあることから、「井野長割遺跡の保全・整備と活用」や、「文化普及活動の推進」などにより、これらの保全及び周知・普及に取り組んでいるところです。

これらの文化財や歴史文化資産などについて、引き続き、市民の貴重な財産としてその価値を市民へ周知するとともに、活用方法を検討し、新たな佐倉の魅力の発見につなげていくことが必要です。

※1 旧堀田邸・庭園 【H18.7.5 国指定重要文化財（旧堀田家住宅）、H27.3.10 国指定名勝（旧堀田正倫庭園）】

最後の佐倉藩主堀田正倫の別邸として、明治23年7月に竣工した。現存している建物には、主屋・土蔵・門番小屋・茅門がある。主屋には失われている部分もあるが、その間取りに近世大名住宅の形式を引き継ぎつつ、近代の新しい生活に併せた部分もみることができ、明治期における上級和風住宅の特色を良く残している。このような明治期における和風建築と庭園が共に残された華族（旧大名）邸宅の遺例は、全国的にも稀少であり、H11年から一般公開を行っている。

※2 旧佐倉順天堂 【S50.3.28 県指定史跡】

天保14年（1843年）に佐倉藩主堀田正睦（当時は正篤）により佐倉に招かれた蘭方医佐藤泰然が開いた蘭方医学の病院と塾である。当初は現在地の向側で開業したが、安政5年（1858年）に現在地に新築された。明治初年頃と大正12年に増築及び修理が行われた建物は、昭和60年から佐倉順天堂記念館として一般公開を行っている。

※3 旧河原家住宅 【S60.3.8 県指定有形文化財】

建築年代は不明であるが、建築様式などから18世紀後半と推定され、佐倉に残されている武家屋敷の中では最も古いものと考えられている。平成元年に解体した上で移築復元整備が行われ、この時に失われていた接客部分が、弘化2年（1845年）の「河原喜右衛門江屋敷相渡帳」などの調査結果に基づいて復元され、平成2年から一般公開を行っている。

## 【今後の方向性】

市民の財産でもある貴重な文化財を次代へ継承するため、その保全に努めます。また、埋もれた歴史文化資産を掘り起こし、市民文化資産への登録などをおして新たな佐倉の魅力の創出につなげていきます。さらに、関係機関と連携し、歴史的建造物等の活用を進めていきます。

◀ 主な取組 ▶

● 歴史文化資産の保全・活用

No. 6 8 【文化課】

事業名	◎井野長割遺跡 <sup>※</sup> の保全・整備と活用 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	国指定史跡としての適切な維持管理を行います。整備検討委員会を開催し、史跡の保存整備について検討を進めます。学校や市民大学等への講師派遣や普及活動を実施します。令和7年度は指定20周年の記念事業を行います。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	草刈・樹木剪定等、適切な維持管理の実施			
	整備検討委員会	整備検討委員会	整備検討委員会	整備検討委員会
	講師派遣	講師派遣	講師派遣	講師派遣
	普及事業実施	普及事業実施	普及事業実施	普及事業実施
	公開準備			
取組指標	講師派遣を含む普及活動の実施回数			
	【参考】令和4年度末の状況 年10回		令和9年度末の目標(値) 年10回	
4年後の目標	史跡整備の検討を進めるとともに、普及活動の充実により、理解が深まることを目指します。			

※ 井野長割遺跡  
現在の井野小学校の周辺に広がる縄文時代後・晩期の遺跡。昭和40年代に小学校の建設及び増築に先だ  
って発掘調査が実施され、その後も数度の調査が行われている。〔平成17年3月2日国指定史跡〕

No. 6 9 【文化課】

事業名	本佐倉城跡 <sup>※</sup> の保全・整備と活用 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>			
事業内容	国指定史跡としての適切な保存・整備を行います。整備に当たっては、史跡を共有する酒々井町と共同で実施します。 また、周知・普及のため、酒々井町と共同で見学会等を実施します。			
4年後の目標	酒々井町と共同で、史跡整備の検討を進めるとともに、普及活動の充実により、理解が深まることを目指します。			

※ 本佐倉城跡  
本佐倉城は、文明16年(1484年)頃から天正18年(1590年)まで、千葉氏の本拠地とされた城郭。  
この城跡の大部分は、現在酒々井町に含まれているが、北西部の一部は佐倉市になっている。その保存状  
態は良好であり、今でも壮大な土塁や空堀が残されている。〔平成10年9月12日国指定史跡〕

No. 7 0 【文化課】

事業名	歴史的建造物の保全・整備と活用 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	歴史的建造物の調査を実施し、文化財指定や登録につなげ、保存と活用を図ります。
4年後の目標	歴史的建造物の詳細調査の結果に基づき、指定・登録等の保全整備策の推進を目指します。

No. 7 1 【文化課】

事業名	埋蔵文化財と歴史民俗資料の保全と活用 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	市内外の教育機関・研究者からの活用の要望に対応するために資料整理・修復を実施し、市の歴史文化を知る機会を提供します。
4年後の目標	埋蔵文化財の保全・整理や調査研究を進めるとともに、資料を活用し、佐倉市の歴史文化の周知・普及を目指します。

No. 7 2 【文化課】

事業名	市民文化資産 <sup>※</sup> の保全と活用 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	市民文化資産運用委員会を開催し、資産申請選定事務を実施します。住民とともに市内の文化資産を保護するほか、選定物件に説明板を設置します。
4年後の目標	市民が誇りをもつことができる財産として市民文化資産制度が周知され、所有者と市民の協力によって保全・活用が促進されて、将来に引き継がれていくことを目指します。

※ 市民文化資産  
市では、地域住民に長く保護され、継承されてきた各地域の個性を表す歴史、文化及び自然に係る資産を「市民文化資産」として選定している。

No. 7 3 【文化課】

事業名	登録有形文化財制度 <sup>※</sup> の周知と活用 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	市民の財産である文化財を次代に継承するために、登録有形文化財の所有者・管理者の負担を軽減し、文化財の適切な保存・整備を図ります。
4年後の目標	所有者と連携して、貴重な文化財を良好な状態で保存・整備し、引き続き指定・登録制度の周知を図ります。

※ 登録有形文化財制度  
歴史的建造物を残していくための制度で、文化財としての価値を再認識し、積極的に活用していくことを目的とする市独自の制度。建物を維持するための修理修繕に対して補助金が交付される。

No. 7 4 【佐倉図書館】

事業名	市史資料整理保存事業 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	古文書等の貴重な歴史資料の所蔵調査を適宜実施し、適切な保存を行います。 また、歴史刊行物の発行及び頒布並びに歴史資料のデジタルアーカイブ化により、歴史資料の活用・公開を進めます。
4年後の目標	古文書等の貴重な歴史資料を適切に保存・活用し、佐倉市の史実を将来に渡り引き継いでいくことを目指します。所有者の依頼に応じ、古文書等の所蔵調査を適宜実施します。

● 佐倉の魅力の掘り起こし

No. 7 5 【文化課】

事業名	◎文化財普及活動の推進 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	文化財や歴史文化資産を周知するため、各種の普及事業を実施します。 文化財施設を整備し後世に伝えるとともに、内容・情報発信を工夫し、佐倉市の歴史や文化を市内外に広めます。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	普及事業の開催、各種講座への講師派遣			
	リーフレット発行	リーフレット発行	リーフレット発行	リーフレット発行
	説明板設置	説明板設置	説明板設置	説明板設置
	普及事業実施	普及事業実施	普及事業実施	普及事業実施
取組指標	見学会、文化財施設の特別公開、講演会、講座等の参加人数			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	6, 164人		6, 000人 <sup>※</sup>	
4年後の目標	文化財や歴史文化資産を周知し、理解・関心のある市民の増加を目指します。			

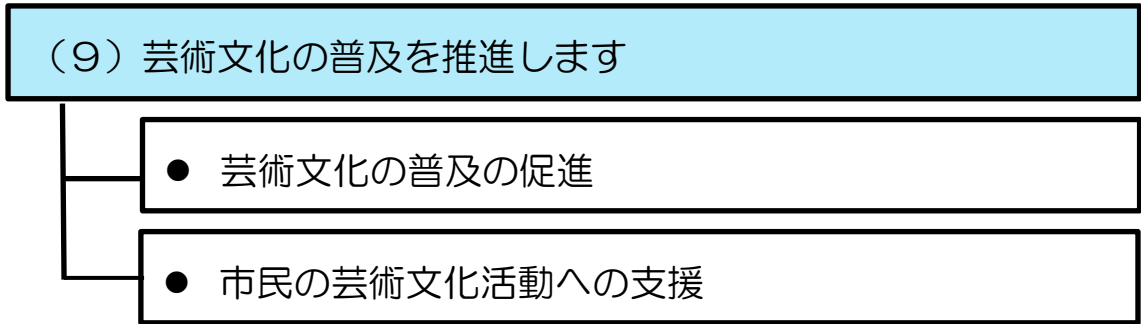
※ 少子高齢化が進む中、若い世代をターゲットに普及事業を行い、佐倉市の歴史文化への関心を高めることを目指します。

No. 7 6 【美術館】

事業名	佐倉ゆかりの作家を紹介する収蔵作品展の開催 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>
事業内容	収蔵作品を中心とした郷土ゆかりの作家の展覧会を開催します。市民の財産ともいえるコレクションを公開することで、佐倉における美術史を紡ぎ、紹介していきます。
4年後の目標	郷土ゆかりの作家の紹介により、佐倉・房総の郷土への関心を高め、郷土愛を育み、心豊かな市民生活の営みに寄与します。

基本方針4  
佐倉の「輝く」力の向上をめざす 【文化・芸術】

【施策の方向性】



【これまでの取組みと課題】

第3次佐倉教育ビジョン推進計画では、「芸術文化の普及の促進」、「市民の芸術文化活動の支援」を施策として位置付け、芸術文化の普及を推進してきました。具体的には、「芸術・文化の普及促進」、「市民音楽ホール自主文化事業」、「企画展の開催」などにより、市民の芸術文化への関心を高める取組を行っているところです。

佐倉の魅力を高めるためにも、市民が芸術文化を享受し、創造することができる環境を充実させることにより、多様な芸術文化に触れ、心豊かな生活を営むことができるよう取り組んでいく必要があります。

【今後の方向性】

市民音楽ホールや美術館における演奏会や展覧会の開催など、良質な芸術文化に触れる機会を提供するとともに、市民による芸術文化活動を支援することにより、芸術文化の普及を推進します。

« 主な取組 »

● 芸術文化の普及の促進

No. 77 【文化課】

事業名	◎ 芸術文化の普及促進 <span style="float: right;">〔重点事業〕</span>			
事業内容	1年間の芸術文化関係のできごとやその時々の特ピックを広く市民にお知らせするとともに、記録として蓄積していくことを目的とした『風媒花』を作成発行します。 また、その他佐倉市内の芸術文化の普及促進のため、佐倉市文化団体協議会などの芸術文化団体の支援を行います。			
事業展開 (工程表)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	『風媒花』の作成発行			
	芸術文化団体への支援			
取組指標	風媒花の発行部数			
	【参考】令和4年度末の状況		令和9年度末の目標(値)	
	700部		700部	
4年後の目標	『風媒花』の発行を継続するとともに、内容の充実を目指します。また、芸術文化団体への支援など、芸術文化の普及促進を目指します。			

No. 78 【文化課】

事業名	女子美術大学との連携事業の実施 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>		
事業内容	佐倉市と学校法人女子美術大学等の連携共同に関する協定に基づき、教育・文化の振興と発展、人材育成に資する連携事業を実施します。また、まちづくりや市民生活の中に連携事業が生かせる取組を支援します。		
4年後の目標	教育・文化振興や人材育成に、大学機関等との歴史的なつながりを元にして、更なる連携・協力を努めていきます。		

No. 79 【市民音楽ホール】

事業名	学校巡回音楽会、ハンドベル教室 <span style="float: right;">〔通常事業〕</span>		
事業内容	音楽に接することを通して、児童及び生徒の豊かな情操を養うことを目的として、小中学生を対象とした良質な演奏会の提供やハンドベル教室を開催します。		
4年後の目標	市内の小中学生が、在学中に一度は学校巡回音楽会又はハンドベル教室に参加することを目指します。		

## No. 8 0

【市民音楽ホール】

事業名	市民音楽ホール自主文化事業 〔通常事業〕
事業内容	クラシック音楽を中心としたさまざまな演奏会の提供。市民音楽団体の育成、音楽関係公演の共催・協力、市民参加によるフェスティバルの実施。
4年後の目標	これまで音楽ホールの利用が少なかった若年層など、より幅広い層から集客することを目指します。

## No. 8 1

【美術館】

事業名	企画展の開催 〔通常事業〕
事業内容	国内外の優れた作品や、佐倉ゆかりの作家に関連した美術を紹介する展覧会を開催します。また、佐倉学の一環として地域の作家を掘り起こすとともに、現代美術の動向など美術の多様性に対応した幅広い内容の企画を取り上げていきます。地域に根付く身近な教育機関として様々なアプローチを行い、美術に関する情報を収集・発信していきます。
4年後の目標	佐倉ゆかりの作家の紹介とともに、より広い視点から関連する展覧会を開催することにより、市民の芸術文化に対する理解を深め、郷土愛を育み、心豊かな市民生活を営むことに寄与します。

## No. 8 2

【美術館】

事業名	美術館教育普及事業（アート・プロジェクト、コンサート等） 〔通常事業〕
事業内容	印刷物、ホームページ、各種メディアを通じて、美術館の活動や芸術文化の情報を発信します。ミテ・ハナソウ・プロジェクトでは、ボランティアの鑑賞コミュニケーターとともに対話型鑑賞を推進していきます。地元の美術団体と実行委員会を組織し、新春佐倉美術展を開催します。月1回のミュージアムコンサートの開催や地域のイベント等との連携により、入館者の拡大を図ります。
4年後の目標	芸術文化や美術館を身近に感じるとともに、新たな視点を持って、地域や日常を見つめ直すことにより、より豊かな市民生活を送ることに寄与します。

## ● 芸術文化の普及の促進

## No. 8 3

【文化課】

事業名	市民文化祭の開催 〔通常事業〕
事業内容	佐倉市民文化祭実行委員会を組織して、委員会による事業実施を主体として市内の芸術文化団体が協力し合い、各種作品展示、舞台発表等を全市的に行います。
4年後の目標	市民文化祭の実施による、市民と協働した芸術文化活動の継続を目指します。

## No. 8 4

【美術館】

事業名	公募及び市民主体による美術展の開催 〔通常事業〕
事業内容	展示作品を市民から公募するほか、展覧会を市民が主体となり運営するなど、市民と共に進める美術展（新春佐倉美術展）を開催し、美術と美術館をより身近に感じてもらえる事業を実施します。
4年後の目標	芸術、文化や美術館を身近に感じられるようになり、新たな視点を持って、地域や日常を見つめ直すことにより、より豊かな市民生活を送ることに寄与します。

## No. 8 5

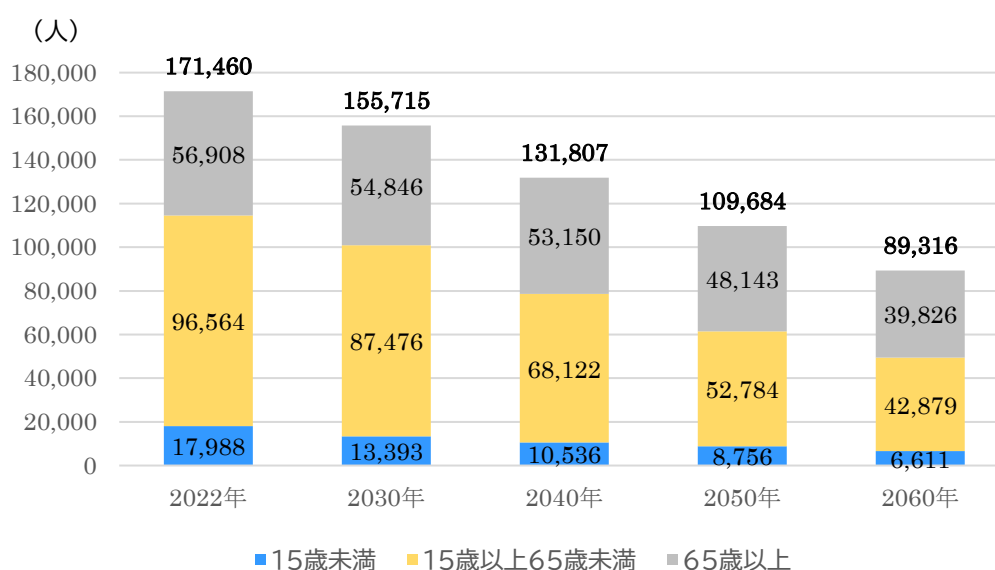
【美術館】

事業名	文化活動の発表の場の提供 〔通常事業〕
事業内容	地域の芸術文化活動の発表の場として、市民が美術館のギャラリーやホールを利用しやすいよう、優先的に受け付ける工夫をします。また、施設の維持管理を適切に行い、利用者が展覧会などの催しを安全に安心して開催できるよう、美術館を運営します。
4年後の目標	美術館の適正な管理運営により、市民ギャラリーやホールを文化活動の発表の場として提供していきます。

## 1 将来人口、児童・生徒数等の推計

### 【将来人口推計（ケース1／基準ケース）】

総人口は、基準年である令和4（2022）年の171,460人（実績値）から、2060年には89,316人（推計値）と、38年間で基準年の約52%まで減少することが予測されます。人口の減少は、特に15歳以上65歳未満の生産年齢人口において顕著に見られ、基準年の約44%に減少すると推計されています。（第5次佐倉市総合計画中期基本計画より引用）



### 【児童数・生徒数、学級数の推計】

		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数	普通学級	7,073	3,788	6,890	3,855	6,598	4,007	6,343	4,142
	特別支援学級	438	149	353	100	270	60	200	0
学級数	普通学級	269	120	262	122	252	124	245	126
	特別支援学級	81	31	81	31	81	31	81	31

※令和6年度は実績値、令和7年度以降は推計値。基準日はいずれも10月1日現在。

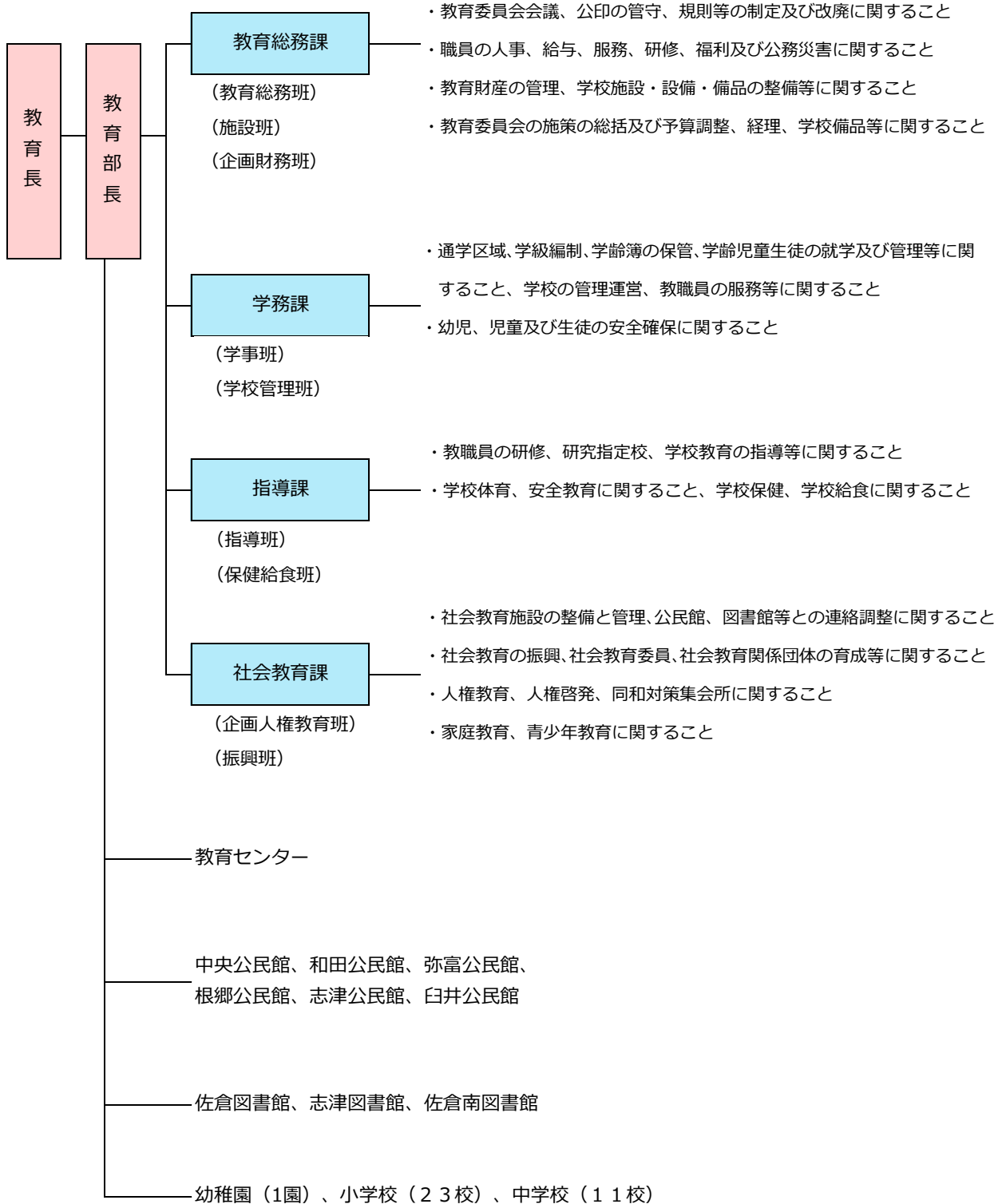
※特別支援学級の在籍児童生徒は、令和6年10月1日現在の在籍人数をもとに以下のルールで推計を算出。

①令和7年度以降は、進級・卒業していくこととしたうえで、新入生は0人としている。

②令和7年度以降の特別支援学級の学級数は、推計上の特別支援学級の在籍児童生徒の人数に関係なく、現状維持としている。

## 2 教育委員会組織及び主な事務分掌

令和7年3月現在



### 3-1 推進計画策定経過

会議名	開催日	内 容
第1回策定検討会	令和5年7月5日	□ 第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画（以下「中期推進計画」という）の策定趣旨及びスケジュール、策定体制について説明し承認を得る
第1回策定検討会 作業部会	令和5年7月6日	□ 中期推進計画の策定趣旨及びスケジュール、策定体制について説明し承認を得る □ 各作業部会員に「事業計画調書」の作成を依頼
策定検討会作業部 会員ヒアリング	令和5年8月下旬 ～9月下旬	□ 「事業計画調書」をもとに各作業部会員と事業内容、重点事業と通常事業の設定、4年後の目標設定などについて確認及び整理
第2回策定検討会 作業部会	令和5年10月12日	□ 作業部会員ヒアリングを経て取りまとまった中期推進計画の報告 □ 中期推進計画の新規性について協議
第2回策定検討会	令和5年10月16日	□ 作業部会で行った検討結果の報告し、修正などについて協議 □ 中期推進計画の新規性について協議
第3回策定検討会	令和5年11月14日	□ 第2回策定検討会での協議を踏まえた修正案を報告し、中期推進計画（素案）として了承を得る
教育委員会会議	令和5年12月20日	□ 中期推進計画（素案）協議
教育委員会会議	令和6年2月21日	□ 中期推進計画（案）審議
佐倉教育ビジョン 推進調整会議	令和7年2月7日 （書面開催）	□ 推進計画（改訂案）について協議、承認
教育委員会会議	令和7年2月19日	□ 推進計画（改訂案）協議
教育委員会会議	令和7年3月12日	□ 推進計画（改訂案）審議

### 3-2 推進計画改訂概要 【令和7年3月改訂】

頁	改訂箇所	改訂概要
1 1	No.3 幼保小架け橋プログラム推進事業	新規事業として追加
1 2	No.9 理科・科学教育の推進	事業内容の変更に伴う文言修正
1 7	No.23 図書館学校連携事業	事業内容の変更に伴う文言修正
1 8	No.25 美術館学校連携事業	事業内容の変更に伴う文言修正
2 4	No.37 特別支援教育の推進	事業内容の変更に伴う文言修正
2 7	No.40 通学路の安全確保	事業内容の変更に伴う文言修正
3 2	No.46 多様な学びの相談事業	新規事業として追加
3 5	No.51 放課後こども教室の実施	新規事業として追加
3 6	No.57 図書館における生涯学習の推進	事業内容の変更に伴う文言修正
4 8	【児童・生徒数、学級数の推計】	令和6年度の数値を実績値として更新
4 9	教育委員会組織及び主な所掌事務	改訂月現在の情報に更新
5 0	「3-1 推進計画策定経過」	令和6年度改訂の協議状況を追記
5 1	「3-2 推進計画改訂概要（主な見直し点）【令和7年3月改訂】」	令和6年度改訂概要ページを新規追加



第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画  
(令和6年度～令和9年度)

令和6年2月策定

令和7年3月改訂

編集／佐倉市教育委員会

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

電話／ 043-484-1111 (代表)

043-484-6183 (直通)

E-mail／ [kyoikusomu@city.sakura.lg.jp](mailto:kyoikusomu@city.sakura.lg.jp)